

基本目標 3

自然と共生し、多様ないのちが息づくまちを実現する

見沼田圃や荒川・元荒川周辺の身近な緑地や、里やまなどの自然環境は、多様な動物の生息環境として、また、それを支える植物の生育環境として重要であるだけでなく、市民に豊かな自然とのふれあいの場を提供しています。また、持続可能なまちづくりに向けて、本市の風土が育んできた地域の環境特性に配慮した土地利用を計画的に進め、身近な緑や水辺環境を保全・創造する必要があります。さらに、農地の持続可能な利用と保全・維持に努める必要があります。

このため、市内の生物多様性の現状に関する情報提供や、自然・生きものにふれあう機会の創出によって、生物多様性の理解浸透、市内に存在する貴重な水と緑の保全と再生を目指します。また、行政だけでなく、市民との協働により、多様な動植物が生息・生育する里やまなどの自然環境の保全・活用・再生と、都市の緑と身近な水辺環境の保全・創造に取り組み、人にも生きものにもやさしく、多様ないのちがいつまでも息づく都市を目指します。

基本目標 3 における施策の柱と施策の方向

施策の柱	施策の方向
3-1 生物多様性の保全と再生	3-1-1 重要拠点の保全
	3-1-2 エコロジカル・ネットワークの形成
	3-1-3 外来生物対策
	3-1-4 生きものの保全活動
3-2 緑の保全と創出	3-2-1 緑の保全と育成
	3-2-2 身近な緑づくり
3-3 水環境の保全と活用の推進	3-3-1 地下水の涵養
	3-3-2 湧水の維持と復活
	3-3-3 水辺の整備
	3-3-4 水に係る保全活動

基本目標3における令和4年度の実績と今後の課題

■指標の状況

基本目標3における成果指標の状況

基本目標3	成果指標					
	成果指標項目	基準値 基準年度	前年度値 前年度	最新値 最新年度	中間目標値 令和7年度	計画目標値 令和12年度
自然と共生し、多様ないのちが息づくまちを実現する	水辺や緑地の保全・再生活動に関心がある市民の割合	61.0% (令和2年度)	59.9% (令和3年度)	58.4% (令和4年度)	68%	73%
	対前年度比	-	C	C	-	-
	対年度目標値比	-	C	C	-	-

基本目標3における目標指標の状況

施策の柱	目標指標					
	目標指標項目	基準値 基準年度	前年度値 前年度	最新値 最新年度	中間目標値 令和7年度	計画目標値 令和12年度
3-1 生物多様性の保全と再生	自然観察・環境学習会に参加して生物多様性について理解した参加者の割合	27.0% (令和2年度)	43.9% (令和3年度)	44.8% (令和4年度)	67%	87%
	対前年度比	-	A ⁺	A	-	-
	対年度目標値比	-	A	A	-	-
3-2 緑の保全と創出	オープン型緑地の整備率	85% (令和元年度)	87.5% (令和3年度)	88.8% (令和4年度)	90%	95%
	対前年度比	-	A	A	-	-
	対年度目標値比	-	B	A	-	-
3-3 水環境の保全と活用の推進	水辺のサポート制度登録団体数	15団体 (令和2年度)	16団体 (令和3年度)	17団体 (令和4年度)	23団体	31団体
	対前年度比	-	A	A	-	-
	対年度目標値比	-	C	C	-	-

対前年度比の評価

A⁺：前年度より良化している。（+10%以上）

B：前年度と変わらない。（±1%の範囲内）

D：前年度より悪化している。（-10%以下）

A：前年度より概ね良化している。（+10%～+1%の範囲内）

C：前年度よりやや悪化している。（-1%～-10%の範囲内）

-：評価なし

対年度目標値比の評価

A⁺：年度目標値を大きく上回り達成。（+50%以上）

B：年度目標値を達成。（±1%の範囲内）

D：年度目標値を大きく下回り未達成。（-50%以下）

A：年度目標値を上回り達成。（+50%～+1%の範囲内）

C：年度目標値を下回り未達成。（-1%～-50%の範囲内）

-：評価なし

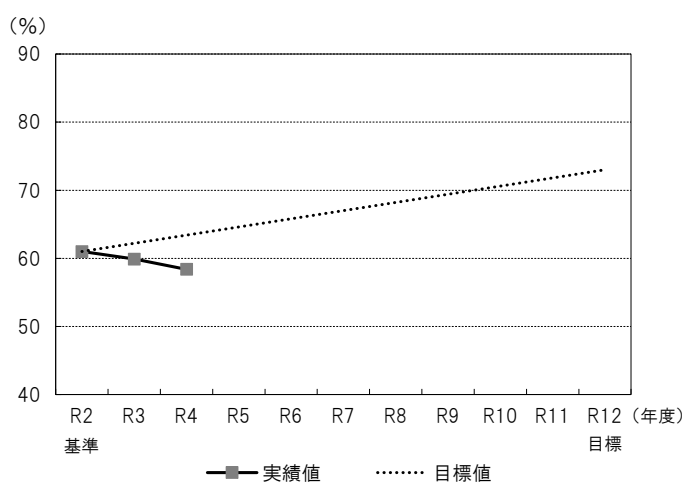
※ 計画目標値を達成した指標は、上記評価方法によらず、対前年比評価及び対年度目標値比評価ともに「A⁺」としています。

■令和4年度の実績のまとめ

令和4年度の市民意識調査において「水辺や緑地の保全・再生活動に関心がある市民の割合」は58.4%となり、基準年度より2.6%、前年度より1.5%それぞれ低下しています。また、成果指標と同じ市民アンケートで調査を行っている「水辺や緑地を保全・再生するための活動への参加状況」では「よく参加している」「参加したことがある」市民の割合が合計7.3%で、前回調査より0.3%上昇している一方で、「機会があれば参加する」市民の割合は前回調査より0.6%低下して32.7%となっています。

令和4年度は、見沼田圃地域の公園の整備や公共施設の緑化などに引き続き取り組み、市内の自然環境の保全と緑づくりを行いました。また、市内各所における自然観察会や市立博物館における「子どもわくわく体験講座」を開催するなど、さまざまな市民活動や市のイベントや市民の自然環境に対する理解促進を図りました。

水辺や緑地の保全・再生活動に関心がある市民の割合



■今後の課題

各事業は順調に進捗しているものの、水辺や緑地の保全・再生活動に対する市民の関心の向上には至っていない状況です。今後、新型コロナウイルス感染症の状況を注視しつつ、感染防止対策をとりながら魅力ある活動やイベント等の参加機会を増やすことができれば、水辺や緑地の保全・再生活動に関心がある市民が増加すると期待されます。

そこで、「第2次計画」の事業の他にも、「さいたま市緑の基本計画（改訂版）」などに掲げる様々な施策事業を、市民や学校、事業者と連携して実施することで、市内の魅力ある水辺や緑地を効果的にPRするとともに、市民参加型の体験活動などの情報をさらに周知していきます。

また、各種施策事業を実施するにあたっては、所管部局間の連携を一層強化し、効果的・効率的な事業の実施を図っていきます。

3-1 生物多様性の保全と再生

3-1-1 重要拠点の保全

重点 5

市内の生物多様性を保全・再生していくためには、生物の生息空間となる質の高い環境の形成や確保が求められます。

市内に生息・生育する動植物の現状を継続的に把握するとともに、生物多様性にとって重要な拠点の保全・活用を推進します。

① 生物多様性の現状把握

★：主な取組で紹介しています。

事業名	実施概要など
生物多様性データの充実	市民団体との協働により、チョウとトンボを対象とした市民参加型の生きもの調査を市内14箇所で実施し、延べ319人が参加しました。 この他に、市内4河川での水生生物調査（植物）を実施しました。
生物多様性の状況の把握★	みぬま見聞館では、当館の自然庭園で確認された動植物の記録、写真や標本など、市内各所の動植物に関する文献や各種調査結果を集約するほか、展示して広く市民に公開しています。 また、見沼田圃や芝川等、周辺環境との共生をテーマにした取組を実施し、主催事業や団体見学、出前講座等を通じて生物多様性への理解を促進します。

★主な取組 生物多様性の状況の把握

「みぬま見聞館」は、大宮南部浄化センターに併設された環境学習施設と自然庭園を有し、見沼田圃や芝川等、周辺環境との共生をテーマにした取組を実施し、主催事業や団体見学、出前講座等を通じて生物多様性への理解を促進します。

環境学習施設では、見沼の歴史についての展示とともに、年間を通して庭園で確認された動植物の記録、写真や標本の展示、また、見沼田圃も含めた市内各所の動植物に関する文献や各種調査結果を施設内のかんきょう図書館へ配架しています。

自然庭園では、見沼地域の昔からの雑木林やせせらぎ、湿地帯等を復元するとともに、昆虫や鳥たちが集まる環境の保全や、市内の小学校・中学校のプールに生息する生きもの（ヤゴなど）を保護し自然庭園へ放すことにより、プール清掃時に死滅してしまう生きものを保護しています。

また、自然庭園の動植物などを紹介した「みぬま見聞館だより」を発行し、市内の小学校・中学校、保育園や公民館、図書館等に配布しています。

引き続き、みぬま見聞館を多くの方々が利用し、自然や環境、生物多様性の保全に興味をもってもらえるよう広報活動に努める必要があります。



【みぬま見聞館】

② 見沼田圃等の拠点となる地域の保全

★：主な取組で紹介しています。

事業名	実施概要など
見沼田圃基本計画の推進	「さいたま市見沼田圃基本計画アクションプラン」を改定し、見沼田圃における生物多様性の保全・再生に関する取組や、生態系と共存共栄する適切な土地利用の枠組みの構築を目指す「見沼田圃生物多様性プロジェクト」を策定しました。 また、プロジェクトの推進に向け、専門的な知見を有する企業と協議を実施しました。
指定史跡及び天然記念物の保存・活用	指定史跡及び天然記念物の保存・活用を促進しています。 令和4年度は、指定天然記念物30件の現況調査を実施しました。さらに、国指定特別天然記念物「田島ヶ原サクラソウ自生地」の生育・株数調査などを実施して、保護保全を進めました。指定史跡の中の樹木の管理なども行い、良好な景観の維持に努めました。
国指定特別天然記念物「田島ヶ原サクラソウ自生地」保存活用事業★	近年、サクラソウの生育数が急激に減少するなど、自生地では多くの問題を抱えています。この問題を解決するため、緊急調査を実施しています。
大谷ホタルの里維持管理業務	ホタルの生息環境の維持を目的とし、大谷ホタルの里の管理を実施しています。 ホタルや水辺の生きものが暮らす空間を中心に、里や環境の保全と創造を進めています。

★主な取組 国指定特別天然記念物「田島ヶ原サクラソウ自生地」保存活用事業

保存管理計画の内容に基づき、サクラソウの株数や植生の調査を実施したほか、外来植物の除去などの維持管理を行いました。また、現地での見学会や講座の開催、情報発信を行い、自生地の価値の普及・啓発に努めました。

サクラソウ株数の減少や土壌の乾燥化という現状に対し、有効な対策を講じる必要があります。今後も保存管理計画に基づき、自生地の植生を変化させる植物の駆除・抑制等の保全活動や、緊急調査を実施し、今直面している危機を克服し自生地を後世へと着実に継承します。



【サクラソウ】

3-1-2 エコロジカル・ネットワークの形成

重点5



市内の雑木林や屋敷林などは、郊外部にある緑の拠点であり、市内に棲む動物や植物が生息・生育するうえで重要です。また、公園などは都市部にあるまとまった緑であり、市内のエコロジカル・ネットワーク形成上の拠点としても機能しています。

これらの貴重な緑の保全・再生を図りつつ、市民などと連携した水と緑のネットワークの形成を推進します。また、拠点となる生息地の配置、連続した緑や水辺による移動空間の確保などによるエコロジカル・ネットワークの整備を推進します。

① 里やま等の保全と再生

★：主な取組で紹介しています。

事業名	実施概要など
見沼田圃基本計画の推進【再掲】	3-1-1②【見沼田圃基本計画の推進】を参照。
特別緑地保全地区の指定・保全★	本市の重要な緑の永続性を確保するために、特別緑地保全地区の指定や保全をしています。
指定史跡及び天然記念物の保存・活用【再掲】	3-1-1②【指定史跡及び天然記念物の保存・活用】を参照。
国指定特別天然記念物「田島ヶ原サクラソウ自生地」保存活用事業【再掲】	3-1-1②【国指定特別天然記念物「田島ヶ原サクラソウ自生地」保存活用事業】を参照。
樹林地や緑地等の保全・活用	雑木林や屋敷林などを地域の重要な緑の資産として土地所有者にご協力いただき、自然緑地や保存緑地等に指定しています。 詳細データp.102
さいたまセントラルパーク整備事業★	平成19年度に先行整備地区として供用開始した合併記念見沼公園と、次期整備地区を併せた約15.7haを「さいたまセントラルパーク」として、令和12年度の供用開始を目指し公園整備を進めています。
水辺環境整備事業	大谷ホタルの里におけるホタルの個体数増加を目的とし、健全な水辺環境の整備保全を実施しています。 詳細データp.102
生産緑地地区の指定★	市街化区域内にある農地を重要な緑として保全するため、生産緑地地区の指定を行います。
多面的機能支援事業	農業、農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るため、遊休農地の発生防止対策や、農業水利施設の適切な維持管理、自然環境の保全活動など、地域による共同活動を支援しています。 令和4年度は、地域の活動組織(16団体、469ha)により、水路の草刈りや泥上げなど、自然環境の保全・美化活動が行われました。
環境保全型農業の研究★	農業生産における環境への負荷を軽減するため、堆肥などの有機物資源を利用した循環型の土づくりや、化学肥料、化学農薬の使用量の低減など、環境に配慮した持続性の高い農業技術の確立を目指しています。
農業振興地域整備計画の推進	農業振興地域の整備に関する法律に基づき、概ね10年先を見通して、農用地などとして利用すべき土地の区域（農用地区域）及びその区域内にある土地の農業上の用途区分を定めるとともに、地域の農業的整備のための施策を計画的に推進しています。 詳細データp.102

★主な取組 特別緑地保全地区の指定・保全

貴重な動植物の生息地又は生育地となっている樹林地など、重要な緑を指定することにより保全に努めています。今後も持続性の高い緑地の保全に努めていきますが、本市では特別緑地保全地区計画地として用地を取得しており、財政的な担保が必要となります。



【春里特別緑地保全地区】

特別緑地保全地区計画地の取得面積の推移

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
特別緑地保全地区計画地の取得面積 (ha)	0.2	0.7	0	0.8	0.1

★主な取組 さいたまセントラルパーク整備事業

平成19年度に先行整備地区として供用開始した合併記念見沼公園と、次期整備地区を併せた約15.7haを「さいたまセントラルパーク」として、令和12年度の供用開始を目指し公園整備を進めていきます。見沼田圃地域における既存の自然・歴史・文化をかけがえない環境資産として次世代に引き継ぎ、見沼田圃の保全・活用・創造を先導するために、緑の核となる公園整備を進めます。

令和4年度は、公園予定地の用地測量と土地評価を実施しました。



【セントラルパーク整備事業における先行整備地区と次期整備地区のイメージ】

★主な取組 生産緑地地区の指定

生産緑地地区とは、良好な生活環境の確保に効果があり、かつ公共施設などの敷地の用に供する土地として適した都市農地を保全するため、都市計画で決定された地域地区です。

本市では、生産緑地地区の追加指定の都市計画決定を年1回行っています。生産緑地地区が減少傾向にあることから、生産緑地所有者に対して、営農の継続や農地の利活用に関して、さまざまな支援などを実施していく必要があります。



【生産緑地地区】

生産緑地指定状況

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
地区数	1,333	1,297	1,273	1,261	1,240
面積 (ha)	319.34	311.05	302.73	298.63	291.88

★主な取組 環境保全型農業の研究

令和4年度は、牛ふん堆肥を利用した土づくり、化学肥料の使用量を低減させるための土壌診断に基づく施肥設計、化学農薬の使用量を低減させるための防虫ネットなどの被覆資材や、天敵製剤の活用を行いました。

なお、土壌診断を、市内生産者からの依頼を含め700件実施しました。

次年度も環境保全型農業に取り組みます。



【梨の天敵製剤活用事例】

② 公園等における生物多様性の保全

事業名	実施概要など
加田屋地区自然環境公園整備事業	見沼田圃地域における既存の自然・歴史・文化をかけがえのない環境資産として次世代に引き継ぎ、見沼田圃の保全・活用・創造を先導するために、緑の核となる公園整備を進めています。 また、整備に係る基本計画を策定し、整備に先立ち環境調査などに着手しました。
秋葉の森総合公園整備事業	緑に囲まれた良好な自然環境の中で、貴重な動植物を保護しつつ、市民が気軽にスポーツ、レジャー、自然とふれあう活動などが楽しめる場を創出するために、自然と共存できる公園を整備しています。

③ 身近な生物多様性保全の促進

事業名	実施概要など
公共施設の緑化の推進	「緑の基本計画」などに基づき、街路樹や公共施設の建築物緑化などにより市街化区域における緑化を推進しています。 平成18年度に改訂した「緑の基本計画」において、公共施設では敷地の25%以上、民間施設では20%以上の緑地を確保することを掲げています。具体的取組として、平成22年3月に「公共施設緑化マニュアル」を改訂し、令和4年度はマニュアルに基づく10件の緑化推進協議を行い、公共施設の緑化を推進しました。
学校の緑化活動	本市では、環境教育の一環として「学校環境緑化コンクール」を開催しています。市内の小学校・中学校・高等学校・特別支援学校における環境緑化の現状を審査し、優秀校を顕彰することを通して、学校環境緑化の推進を図っています。 令和4年度の学校環境緑化コンクールの参加校数は3校でした。
学校ビオトープの管理・活用、ホタル飼育	本市では、身近な生物多様性保全の促進を図り、児童・生徒がよりよい環境の創造に主体的に参加し、環境への責任行動がとれるようにするため、学校ビオトープの管理・活用やホタルの飼育活動を実施しています。 令和4年度の学校ビオトープ活用校数は、小学校22校、中学校1校でした。また、ホタル飼育校数は、4校でした。

民有地の緑化の推進	市街地の緑化を推進し都市環境の向上を目的とする「みどりの街並みづくり助成制度」により、延べ約116m ² が緑化されました。 また、(公財)さいたま市公園緑地協会を通じ、「生け垣助成制度」及び「保存樹木指定制度」により、延べ77mの生け垣が設置され、251本の保存樹木に奨励金が交付されました。
緑化に関する協議	みどり豊かで潤いのある環境の形成を図り、良好な都市生活の確保に寄与することを目的として、「さいたま市緑化指導基準」を定め、一定規模以上の開発行為等を行う事業者などに対し、緑化に関する協議を行っています。 令和4年度は、242件の緑化に関する協議を行いました。
手づくりによるミニビオトープの紹介	家庭などでも実践可能なミニビオトープの作り方を普及するために、「さいたまみんなの生きもの調査」の研修において、チョウを呼ぶために必要な樹木・環境条件についての講演を行いました。
地区計画による生垣設置の推進	緑豊かな市街地を形成するため、地区計画の中で「垣又はさくの構造の制限を、生垣や植栽等を中心とした材料とする」などの制限を必要に応じて定めています。 本市では、令和4年度までに72地区の地区計画を決定しており、そのうちの52地区で「垣又はさくの構造の制限を、生垣や植栽等を中心とした材料とする」制限を設けています。

④ エコロジカル・ネットワークの形成

事業名	実施概要など
水辺や街路樹等を活用した、生きものの生息および移動空間の確保	環境基本計画と関連のある本市の各種計画と連携し、生きものの生息環境や移動空間が確保できるよう、情報交換を行いました。

⑤ 生物多様性に配慮したまちづくり

事業名	実施概要など
環境影響評価の推進	環境の保全の見地からの意見を取り入れ、大規模な開発事業の実施が環境に及ぼす影響をできる限り少なくしようとすることを目的として、「環境影響評価」制度に定められた手続きを実施しています。 詳細データp.103
環境に配慮した地区計画	良好な市街地の環境を形成・保全するため、地区の特性に応じたきめの細かいまちづくりのルールを定めており、「垣又はさくの構造の制限を、生垣や植栽等を中心とした材料とする」などの地区計画を52地区（令和4年度時点）で決定し、緑豊かな市街地形成に寄与しています。

3-1-3 外来生物対策



外来生物は、国内外の本来の生息地を離れて市内に侵入してきた動物や植物であり、在来生物を駆逐してしまうなど、市内の生態系や生活環境に影響を及ぼしています。

外来生物や有害鳥獣の駆除などの対策を推進し、市内の生態系や生活環境を保全します。

① 外来種等の侵入・拡散防止及び駆除

事業名	実施概要など
特定外来生物への対策	市内の生態系を保全するため、及び市民生活や農業への被害を軽減するため、特定外来生物の侵入・拡散防止及び駆除を行っています。 アライグマについては、「埼玉県アライグマ防除実施計画」に基づく防除対策を実施し、令和4年度は759頭捕獲しました。

② 有害鳥獣に関する注意喚起、防除対策

事業名	実施概要など
有害鳥獣の防除対策	市内の生活環境を保全するため、有害鳥獣に関する相談の受付、防除対策に関する情報発信、助言などを行っています。 令和4年度は、1,008件の鳥獣相談が寄せられ、その被害内容を聞き取り、防除策の助言及び捕獲のための罠の設置などの対応を行いました。

3-1-4 生きものの保全活動

重点5



地域の生物多様性を保全していくためには、市民・事業者・市が協力して市内の生きものの保全に取り組む必要があります。また、都市化の進んでいない地域において多様な生きものが生き生きと生息・生育できる場所を確保していくことも重要です。

他地域と連携・協働した生物多様性の保全に関する取組の検討を行います。また、市民による生物多様性の理解・浸透を図るため、生きものに関する教育や学習機会を提供します。

① 地域間連携による生物多様性の保全と再生

事業名	実施概要など
流域自治体間での連携及び協力	芝川・新芝川水環境改善連絡会では、県が中心となり、流域自治体及び河川管理者と連携を図って流域の水環境の維持改善に取り組んでいます。 綾瀬川清流ルネッサンス連絡会については、国が中心となり埼玉県、東京都内の流域自治体が綾瀬川の水環境について情報共有などを図っています。

② 生きものに関する教育と学習機会の確保

事業名	実施概要など
自然観察・環境学習会の開催	みぬま見聞館では、市内に在住又は在学する小学生、中学生とその保護者を対象に、年4回、「自然観察・環境学習会」を開催しています。自然庭園内の生きもの調査も実施し、令和4年度は延べ68人の市民が参加しました。

自然散策ルート・観光モデルコースの設定	本市への誘客、周遊促進を目的とし、市内外からの観光客を対象に、「さいたま市内半日観光ルート」を設定し、本市の自然を散策するルートとして、西区周辺を巡る「自然満喫ルート」、見沼田圃周辺を巡る「見沼田圃と通船堀ルート」を紹介しています。
自然観察教室	野外で動植物の生活を観察することを通して、環境保全や生命を尊重する心を育むことを目的とし、自然に対する興味・関心を高める教室を実施しています。 令和4年5月22日（日）【初夏の見沼田圃で「ハッカ」を探そう】 令和4年6月18日（土）【秋ヶ瀬公園で県の蝶「ミドリシジミ」を観察しよう】 令和4年10月1日（土）【秋の見沼田圃で「バッタつり」をしよう】 令和5年1月21日（土）【冬の野鳥を観察しよう】 を実施し、合計で124人が参加しました。
子どもわくわく体験講座（さいたま市立博物館）	市立博物館では、「子どもわくわく体験講座」の中で自然に親しむ機会を設けています。 → 詳細はコラムp.89

コラム

子どもわくわく体験講座（さいたま市立博物館）



市立博物館では、「子どもわくわく体験講座」の中で自然に親しむ機会を設けています。令和4年度は以下の日程で実施し、合計で46人が参加しました。

- ・令和4年5月21日（土）【大宮第二公園周辺で春の自然観察をしよう】
- ・令和4年10月16日（日）【秋の自然観察 バッタをつろう】

春はオタマジャクシや野鳥、春の野草などを観察しました。秋は子供たちが自分で作った道具を使ってバッタをつり、詳しく観察しました。

今後も引き続き多くの方々に参加していただけるよう、開催時期・内容を検討し、広報活動に努めます。



【春の自然観察の様子】

3-2 緑の保全と創出

3-2-1 緑の保全と育成

市内の森林や公園等の緑地、畑地等の農地には、ヒートアイランド現象の緩和などにより都市の環境の改善や多様な生きものを育む機能があります。

公園・緑地・農地などの整備と管理の推進により、緑の保全と育成を図ります。また、森林環境譲与税を適切に活用し、森林機能の周知及び木材利用の推進を図ります。

① 緑地等の保全

事業名	実施概要など
樹林地や緑地等の保全・活用【再掲】	3-1-2①【樹林地や緑地等の保全・活用】を参照。

② 公園等の緑地の保全と育成

事業名	実施概要など
さいたまセントラルパーク整備事業	3-1-2①【さいたまセントラルパーク整備事業】を参照。
遊休農地対策	農地法に基づき、農業委員及び農地利用最適化推進委員による農地利用状況調査の結果を踏まえ、雑草が繁茂するなど遊休農地と判断された農地の所有者に対して、除草・耕耘等を通じて適正に農地を管理していただくよう、遊休農地対策の一環として、通知を発送しています。 令和4年度は824件の通知を発送しました。
加田屋地区自然環境公園整備事業【再掲】	3-1-2②【加田屋地区自然環境公園整備事業】を参照。
秋葉の森総合公園整備事業【再掲】	3-1-2②【秋葉の森総合公園整備事業】を参照。
見沼通船堀公園整備事業	見沼田圃地域における既存の自然・歴史・文化をかけがえのない環境資産として次世代に引き継ぎ、見沼田圃の保全・活用・創造を先導するために、緑の核となる公園整備を進めています。 平成17年度に作成した公園の基本計画について、利用状況や社会情勢の変化に対応する計画とするため、修正検討を行い、修正後の基本計画図を作成しました。 また、整備に当たっては、公民連携手法の活用を視野に入れ、事業者へのサウンディングを実施しました。
身近な公園整備事業	市民の憩いやレクリエーションの場を創出する都市公園の適正な配置・整備に向け公園の不足地域を重点に、整備を推進しています。
公共施設の緑化の推進【再掲】	3-1-2③【公共施設の緑化の推進】を参照。
公園の芝生化	公園整備に当たって、地域住民の意見を踏まえながら、公園の芝生化などをはじめとした緑の創出を進めています。

公民連携による公園の魅力向上	公園の賑わいの創出、魅力の向上を図るため、P-PFI（公募設置管理制度）や指定管理者制度などの公民連携により、グリーンインフラや生物多様性の取組を推進します。
----------------	---

③ 都市の緑の保全と育成

事業名	実施概要など
地区計画による生垣設置の推進 【再掲】	3-1-2③【地区計画による生垣設置の推進】を参照。
緑化に関する協議 【再掲】	3-1-2③【緑化に関する協議】を参照。

④ 農地の保全

事業名	実施概要など
生産緑地地区の指定 【再掲】	3-1-2①【生産緑地地区の指定】を参照。

⑤ 森林環境譲与税の活用

★：主な取組で紹介しています。

事業名	実施概要など
「森林環境整備基金」の活用★	国民一人ひとりが等しく負担を分かちあって我が国の森林を支えていくことを目的に創設された森林環境譲与税について、森林環境整備基金に積立し、公共施設の木造化・木質化及び県産木材の利用促進、山間部自治体との連携により森林の公益的機能に関する普及・啓発などに資する事業に活用しています。

★主な取組 「森林環境整備基金」の活用

平成31年4月に森林の整備などを実施するために必要な財源を市町村が安定的に確保することを目的として「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」が制定され、森林環境譲与税が国から市へ譲与されています。

本市では、市に譲与される森林環境譲与税を「森林環境整備基金」に積立て、森林の持つ多面的機能の普及・啓発や公共施設における木材利用の推進などの事業に活用しています。

令和4年度は、国産材を使用した児童センターや保育園など市内公共施設の一部内装木質化、埼玉県産材を使用した案内看板の設置や市内高等学校との連携による木製啓発品などの製作、公有緑地のオープン化に向けた緑地整備、ナラ枯れ対策などの事業に対して森林環境譲与税を活用しました。



【木質化事例 針ヶ谷小学校】



【啓発事例 市内高校生が製作した木製おもちゃの
市内保育園への寄贈】

今後の大規模な木造化工事などに備え、森林環境整備基金について計画的な運用が必要となっています。

3-2-2 身近な緑づくり



日常の中で触れ合える身近な緑は、市民の憩いの場となるだけでなく、地域の環境の改善や自然との触れ合いの場としても大きな役割を果たします。

日常の中で触れ合える身近な緑を広げていくため、街中、公共施設や学校における緑の創出を進めます。

① 市民等による緑づくり

★：主な取組で紹介しています。

事業名	実施概要など
身近な公園整備事業【再掲】	3-2-1②【身近な公園整備事業】を参照。
公民連携による公園の魅力向上【再掲】	3-2-1②【公民連携による公園の魅力向上】を参照。
特別緑地保全地区の指定・保全【再掲】	3-1-2①【特別緑地保全地区の指定・保全】を参照。
市民農園、栽培収穫体験農園の支援事業	農の持つ伝統的な文化や豊かな自然を都市住民に伝え、農のある暮らしの豊かさを都市住民と共有できるよう、身近な緑との触れ合いの場として、市民農園や栽培収穫体験農園の開設支援を行っています。

花いっぱい運動の推進★	市民との協働により市民花壇等への花苗の植栽及び管理作業を行い、花いっぱいのまちづくりを推進しています。
-------------	---

★主な取組 花いっぱい運動の推進

令和4年度は、市民ボランティア「さいたま市花いっぱい運動推進会」との協働により、市有地を活用した市民花壇等において、春・秋の年2回の植え替えと日常的な維持管理活動を行いました。

引き続き、緑化啓発イベントの開催や、花いっぱい運動のPR活動などにより広く市民に対する普及・啓発活動を実施し、多くの市民が運動に参加できる体制づくりに努めます。



見沼区の市民花壇



浦和区の市民花壇

花壇等管理地、活動者数の推移

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
花壇等管理地（箇所）	226	233	236	247	248
活動者数（人）	約 4,300	約 4,100	約 3,800	約 4,000	約 4,100

② 公共施設等の緑づくり

事業名	実施概要など
公共施設の緑化の推進【再掲】	3-1-2③【公共施設の緑化の推進】を参照。

③ 学校の緑の保全・育成

★：主な取組で紹介しています。

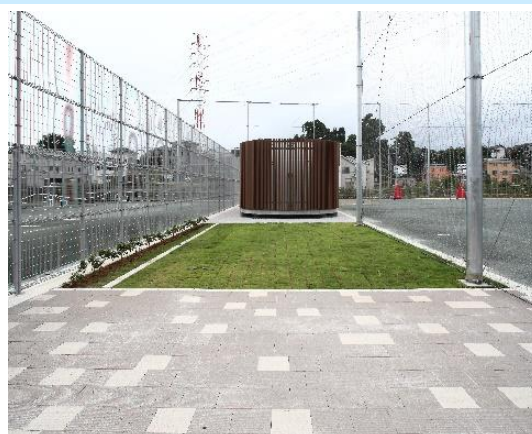
事業名	実施概要など
学校における壁面緑化（緑のカーテン）の整備	緑の保全と創出及び身近な緑づくりを目的とし、小学校・中学校・特別支援学校を対象に校舎の壁面緑化（緑のカーテン）の整備を実施しています。 詳細データp.103
学校の芝生の維持管理★	緑の保全と創出及び身近な緑づくりを目的とし、校庭の芝生化を行った小学校・中学校・特別支援学校を対象に芝生の維持管理を実施しています。

★主な取組 学校の芝生の維持管理

緑の基本計画などに基づき、街路樹や公共施設の建築物緑化などにより市街化区域における緑化を推進しています。

学校における地球温暖化やヒートアイランド現象等の環境問題に対する取組として、校庭などの一部を芝生化し、環境・教育両面に配慮した学校づくりを目指しています。

現在、累計24校の校庭を芝生化しています。



【美園南中学校 校庭芝生】

校庭芝生化実施校数・面積

年度	実施校数	学校名	実施面積
平成21年度 以前	7校	谷田小学校	4,000m ²
		神田小学校	2,400m ²
		大宮小学校	1,190m ²
		三室小学校	2,089m ²
		岸町小学校	1,107m ²
		つばさ小学校	1,703m ²
		蓮沼小学校	3,459m ²
平成22年度	3校	大宮南小学校	1,509m ²
		大宮西中学校	752m ²
		宮前中学校	2,813m ²
平成23年度	6校	桜木小学校	654m ²
		本太小学校	2,211m ²
		沼影小学校	433m ²
		美園小学校	2,060m ²
		与野南中学校	450m ²
		さくら草特別支援学校	1,300m ²
平成24年度	2校	城北小学校	510m ²
		慈恩寺中学校	240m ²
平成25年度	3校	与野西北小学校	1,943m ²
		見沼小学校	2,255m ²
		日進北小学校	2,037m ²
平成26年度	1校	田島中学校	540m ²
平成30年度	1校	美園北小学校	1,357m ²
令和元年度	1校	美園南中学校	2,157m ²

④ 緑に関する啓発・情報提供

★：主な取組で紹介しています。

事業名	実施概要など
緑化啓発イベントの開催	市民がみどりに親しみ、みどりを身近に感じることができる機会の提供を目的とし、みどりと触れあうことのできるイベントを市民ボランティアとの協働により実施しています。

見沼田圃基本計画の推進【再掲】	3-1-1②【見沼田圃基本計画の推進】を参照。
記念樹贈呈事業★	婚姻・出生・住宅の新築をされた市民の方に、人生の良き思い出となるよう、また、緑豊かなまちづくりの一助となるよう、「記念樹」として苗木を贈呈しています。

★主な取組 記念樹贈呈事業

各区役所にて記念樹（オリーブ、ブルーベリー、クルメツツジ）を贈呈し、市民の緑化意識の向上と民有地の緑化を推進しました。



【オリーブ】



【ブルーベリー】



【クルメツツジ】

贈呈した記念樹は、栽培環境や植え付けの方法、水やりの頻度や剪定など、適切に育てるためには専門知識が必要となることから、記念樹の育て方に関するパンフレットの配布などのフォローを行っています。

3-3 水環境の保全と活用の推進



3-3-1 地下水の涵養



緑は地下水を涵養し、水質を浄化するといった機能を有するなど、水循環に欠かせない役割を担います。

また、水は貴重な資源であることから、雨水の有効利用や地下浸透を促進することで、健全な水循環を保全する必要があります。

緑地・農地の保全、雨水浸透や河川整備の推進による健全な水循環系の保全、水資源の有効利用を推進します。

① 緑地、農地の保全

事業名	実施概要など
多面的な機能の評価による農地の保全	3-1-2①【多面的機能支援事業】を参照。
農業用水路整備事業	農業用水路の整備により、安定した用水の確保や十分な排水機能を確保し、農業従事者の負担軽減や農業生産性の向上を図っています。 令和4年度は、農業用水路整備工事として、岩槻区内の大字釣上新田、大字高曽根、大字尾ヶ崎、大字加倉、西区内の湯木町など、合計7箇所の水路整備を実施しました。
農業生産基盤整備の推進	1-4-1①【農業基盤整備事業】を参照。

② 水循環の健全化

事業名	実施概要など
雨水を地下浸透させる取組の推進	都市化に伴う浸水被害の軽減や雨水の地下浸透を促進するため、「さいたま市総合雨水流出抑制対策指針」の対策メニューを勘案して、雨水を地中へ浸透させる構造を採用するよう取り組んでいます。 令和4年度においても、雨水の地下還元の促進を図りました。
雨水浸透施設の設置指導	市内における雨水の流出抑制を図るため、雨水浸透施設などの設置指導をしています。民間の開発事業などに対し、開発区域の規模等によって浸透施設や貯留施設の設置を指導しています。 本市全域を対象に、開発地が市街化区域の場合は500m ² 以上、市街化調整区域の場合は面積によらず、雨水流出抑制施設を設置するものとしています。 令和4年度も雨水流出抑制施設の設置の促進を図りました。

③ 水資源の有効利用の推進

★：主な取組で紹介しています。

事業名	実施概要など
下水道における水の有効利用の推進★	埼玉県のさいたま新都心再生水下水道事業では、下水処理センターの処理水をさいたま新都心の施設でトイレ用水などとして再利用するため、浄化プラントで高度処理したのち、各施設へ送水しています。下水処理センターでは、その原水となる処理水を供給しています。

雑用水利用の普及・啓発	1日当たりの最大給水計画量が130m ³ を超える大規模な建築物の事業者へ水の有効利用の重要性を説明し、手洗い用水などの処理水をトイレ洗浄用に再生利用するようお願いしています。
雨水貯留タンク設置補助制度による雨水の有効利用の促進★	雨水の有効利用と災害時の非常用水の確保を図るため、市内で雨水貯留タンクを設置する市民を対象に、その購入及び設置に要する費用の一部を補助する「雨水貯留タンク設置補助制度」を実施しています。 令和4年度は101件の補助を行いました。
安定した給水の確保	過去の漏水発生状況から漏水調査計画を策定し、令和4年度においては1,533.73kmの計画的漏水調査を行い、173箇所の潜在漏水を発見しました。また、管路延長約40,600mの更新工事を実施し、水道管路の更新率は1.12%でした。
節水等の意識啓発	貴重な資源である水への理解を深めること、節水意識の向上を目的とした公民館講座、小学4年生を対象とした小学校水道教室、ポスターコンクール、野外水道教室及び野外水道講座を実施しています。
浄化発生土等の有効利用の推進	し尿処理汚泥を利用して堆肥を生産し、有効利用を促進しています。 詳細データp.103

★主な取組 下水道における水の有効利用の推進

下水処理センターの処理水を再生水の原水として、埼玉県浄化プラントへ供給しています。

処理水供給量の実績

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
処理水供給量 (m ³)	357,217	341,333	239,457	272,378	305,389



【下水処理センター処理水（最終沈殿池）】

★主な取組 雨水貯留タンク設置補助制度による雨水の有効利用の促進

令和4年度は101件の申請に対し補助金を交付し、計17,556ℓの雨水貯留タンクが設置されました。

引き続き「雨水貯留タンク設置補助制度」の活用を周知し、市民一人ひとりが貴重な水資源の有効利用に取り組む手段のひとつとして、雨水貯留タンクの継続的な普及を図っていく必要があります。



【雨水貯留タンクの例】

3-3-2 湧水の維持と復活



湧水は、地域の生態系を支える重要な環境要素であるとともに、地域の文化資源としても重要な存在であり、湧水の保全と復活を図ることが望まれます。

湧水は、比較的狭い流域の水循環の健全性を表すものであり、定期的に水量や地下水の状態を調べることで、市内の水循環の状態を把握するとともに、雨水浸透や地下水の揚水規制を推進し、湧水の維持・復活に努めます。

① 定期的な河川流量や地下水揚水量等の調査

事業名	実施概要など
主要河川の流量調査	埼玉県の公共用水域測定計画で定められた7地点において、毎月1回流量調査を実施しています。7地点の流量について、毎月1回、継続的に測定を実施しました。
地下水の揚水規制と利用の抑制	事業場による地下水の揚水を規制するため、関係法令による揚水許可や届出、年間揚水量の報告が義務づけられています。 詳細データp.104
地盤沈下量の調査、監視	市内における地盤沈下の実態を把握するため、関東平野北部地盤沈下防止等対策要綱に基づき一級水準測量を実施しているほか、市内3つの観測所（大宮・浦和東・岩槻）において地盤沈下変動量や地下水位変動量を常時計測しています。 令和4年度の一級水準測量は74地点の水準基標、水準基標間の総距離125kmで実施し、市内3つの観測所における地盤沈下変動量の観測結果と合わせ、年間2cm以上の沈下が観測された地点はありませんでした。

② 湧水の維持と復活

事業名	実施概要など
雨水を地下浸透させる取組の推進【再掲】	3-3-1②【雨水を地下浸透させる取組の推進】を参照。

3-3-3 水辺の整備



河川や水路沿いの遊歩道、公園内の水辺には、散歩散策や水あそびなどの市民の利用が多いところもあり、貴重な憩いの場となっています。

また、水辺空間を創出することは、生きものの生育、生息の場としての効果も期待できます。

市内に残る大小の河川・水路とその周辺の緑地、斜面林、湿地帯など自然的な水辺を保全するとともに、地域に応じた水辺の整備、創出に取り組みます。

① 自然的な水辺の保全

事業名	実施概要など
見沼田圃基本計画の推進【再掲】	3-1-1②【見沼田圃基本計画の推進】を参照。

環境影響評価事業による水環境の保全及び再生	環境の保全の見地からの意見を取り入れ、大規模な開発事業の実施が環境に及ぼす影響をできる限り少なくしようとすることを目的として、「環境影響評価」制度に定められた手続きを実施しています。 令和4年度に審査手続きを行った3件の案件については、水質などの水環境が評価対象となった案件は2件でした。
-----------------------	--

② 水辺の整備、創出

事業名	実施概要など
都市公園等整備事業の推進	3-2-1②【身近な公園整備事業】・3-1-2①【さいたまセントラルパーク整備事業】・3-1-2②【見沼通船堀公園整備事業】・3-1-2②【秋葉の森総合公園整備事業】を参照。
水辺環境整備事業の推進	高沼導水路整備事業では、河川としての治水対策を優先しつつ、できる範囲で環境にも配慮した水路整備と親水歩行空間整備を行い、市民の憩いの場となるような親水空間の創出を目指します。 令和4年度では、令和2年度に策定した高沼導水路の整備計画について、地元関係者に聞き取りを行いました。
多自然川づくりの推進	準用河川新川改修事業では、生物の生息、生育空間や移動経路の機能が確保できる環境に配慮した護岸整備を行い、放流先である一級河川の計画に整合した計画規模の河川改修を進めています。 令和4年度では、新川の橋梁下部工事（幸和橋）を実施し、橋梁上部工事（幸和橋）に着手しました。
水・緑と調和した街の形成	綾瀬川遊歩道や大門上池調節池広場では、地域の活性化を目的に「水辺で乾杯」などのイベントを実施しています。 令和4年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、感染拡大防止のため実施しませんでした。

3-3-4 水に係る保全活動



良好な水環境を構築するためには、市民・事業者の水環境に関する理解を増進し、市内の水環境の保全に協力して取り組む必要があります。

行政からの水環境情報の提供を充実させることに加え、地域の情報を可能な限り吸い上げ、情報交換、共有化していくとともに、市民などとの連携・協働により水環境の保全に取り組めます。

① 水環境に係る歴史文化の承継

事業名	実施概要など
指定天然記念物の保護、保存、普及、啓発	国指定特別天然記念物「田島ヶ原サクラソウ自生地」では、「保存管理計画」に基づき、保護・保存を進めるとともに、市民ボランティアと協働して、自生地の解説や案内等を行いました。
指定史跡等の保護、保存、普及、啓発	国指定史跡「真福寺貝塚」では、指定地の拡大に向け公有地化を図るとともに、史跡整備に向けた発掘調査を実施し、その期間中に現地説明会を行いました。
水環境の歴史、文化的資源の啓発、PR	国指定史跡「見沼通船堀」では、閘門開閉実演を実施し、先人たちの優れた技術を紹介するとともに、史跡の活用を図りました。

② 水に関する情報提供、啓発

★：主な取組で紹介しています。

事業名	実施概要など
水環境保全意識啓発事業（小学校水道教室と公民館講座の開催）★	節水意識や川を汚さない工夫など、水環境保全意識の向上を目的とし、小学4年生を対象とした小学校水道教室や公民館講座を実施しています。
学校ビオトープの管理・活用、ホタル飼育	3-1-2③【学校ビオトープの管理・活用、ホタル飼育】を参照。
学校教育における水をテーマとした環境学習の支援	本市では、学校教育における水をテーマとした環境学習の支援の取組として、環境教育資料を作成し、市内の小学校・中学校に配布しています。 令和4年度は、環境教育資料「自然観察ハンドブック＜中学校＞」の改訂版を5,000冊作成し、市内の中学校・中等教育学校に82冊ずつ、特別支援学校に41冊ずつ配布しました。
水とふれ合う体験機会の提供	水源地域のダム見学や川遊びなどを通じて、水資源の有限性、水の大切さや水資源開発の重要性等に対する関心を高め、水に対する親しみを深めることを目的とした野外水道教室及び野外水道講座を実施しています。

★主な取組 水環境保全意識啓発事業（小学校水道教室と公民館講座の開催）

節水意識や川を汚さない工夫など、水環境保全意識の向上を目的とし、啓発活動に取り組んでいます。

令和4年度は、小学校水道教室（60校6,274人）及び公民館講座（8館224人）を実施し、延べ6,498人の水環境保全意識の向上を図りました。

地球温暖化などに伴い、環境への意識が世界的にも高まっていることから、今後も水を大切にす意識を小学生のうちから養い、市民に水環境保全に対する理解を深めていただけるように啓発活動を進めていきます。



【小学校水道教室】



【公民館講座】

③ 水環境に関する連携・協働

事業名	実施概要など
国・県・流域自治体・市民などで取り組む連絡会への参加	九都県市首脳会議環境問題対策委員会水質改善専門部会などにおいて、国や民間企業等と連携して東京湾の水質改善を図るため、東京湾とその関係する陸域の水環境の把握などを目的に東京湾環境一斉調査を実施しています。 令和4年度は、本市からは、市と6の企業・団体が参加しました。

さいたま市水環境ネットワークとの協働	さいたま市水環境ネットワークは、市民団体と行政の協働による良好な水環境の再生・保全を目的とし、令和5年3月末時点で20団体が加盟しています。 令和4年度は3年ぶりに活動の参考となる視察研修会（谷津干潟）・講演会（土壌の性質）を再開し、各団体間の交流を深めました。
水辺のサポート制度の推進	さいたま市水辺のサポート制度は、団体・事業者等が河川・公園の水辺などで清掃活動を行う際、市が用具提供やゴミの運搬等の支援を行う制度です。 令和4年度は1団体加盟し、令和5年3月末時点で17団体が加盟しています。 今後も水辺の美化活動を積極的に展開していきます。



3-1-2①【樹林地や緑地等の保全・活用】

市域の東西にある首都圏近郊緑地保全法に基づく荒川近郊緑地保全区域（1,328.0ha）や埼玉県自然公園条例に基づく安行武南自然公園（431.0ha）、中央部にある都市計画法に基づく風致地区（284.0ha）等は、法律等の規制により大規模な緑地として残されています。

また、さいたま市みどりの条例などに基づく自然緑地、保存緑地に指定されている緑地があります。令和4年度の自然緑地等の指定状況については、合計66.75haを指定し、緑地の保全に努めています。

自然緑地等の指定面積の推移

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
自然緑地等の指定面積（ha）	73.45	71.84	70.50	68.36	66.75

※ 各年3月31日現在

3-1-2①【水辺環境整備事業】

大谷ホタルの里におけるホタルの個体数増加を目的とし、健全な水辺環境の整備保全を実施しています。

大谷ホタルの里の成虫発生数

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
成虫発生数（匹）	412	554	354	1,206	88

ホタルは水のきれいな川にしか棲むことができないため、水質保全のために清掃やホタル上陸箇所の整備を行っています。ホタルが飛び始める5月には夜間のパトロールも行っています。今後とも、周辺環境の変化に対して健全な水辺環境の整備保全を図っていきます。

3-1-2①【農業振興地域整備計画の推進】

農業振興地域の整備に関する法律に基づき、概ね10年先を見通して、農用地などとして利用すべき土地の区域（農用地区域）及びその区域内にある土地の農業上の用途区分を定めるとともに、地域の農業的整備のための施策を計画的に推進しています。

農用地区域面積の推移

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
農用地区域面積（ha）	2,615.39	2,486.44	2,477.19	2,473.83	2,473.03

3-1-2⑤【環境影響評価の推進】

本市では、市域を生活環境への配慮が求められる地域、自然環境への配慮が求められる地域等に分け、対象事業の規模要件を設定し、環境影響評価を行うに当たって選定すべき項目、調査、予測及び評価の方法等を示した技術指針を定めています。また、環境影響評価及び事後調査に関し技術上必要な事項を調査審議するため、学識経験者で構成する「さいたま市環境影響評価技術審議会」を設置しています。

令和4年度は、審査手続きを行った案件は3件でした。

環境影響評価に係る審査件数の推移

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
環境影響評価調査計画書の審査件数（件）	1	1	1	0	2
環境影響評価準備書の審査件数（件）	1	2	1	1	1
環境影響評価事後調査書の審査件数（件）	1	1	1	1	0

適切な環境影響評価が行われ、事業が環境の保全に十分配慮して実施されるよう、さらに周知していく必要があります。

3-2-2③【学校における壁面緑化（緑のカーテン）の整備】

学校における地球温暖化やヒートアイランド現象等の環境問題に対する取組として、屋上緑化の整備を行います。

緑のカーテン整備校数の推移

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
緑のカーテン整備校数（校）	165	167	0※	168	168

※ 令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、全ての市立学校で緑のカーテン事業の実施を取り止めました。

限られた予算の中で実施するためには、維持管理も含め、よりの確な方法を検討していく必要があります。

3-3-1③【浄化発生土等の有効利用の推進】

大宮南部浄化センターでは、し尿や浄化槽汚泥を処理した後に発生する汚泥の一部を肥料として再生しています。

汚泥発酵肥料は生産量に限りがあることから、1回に1世帯5袋（10kg入）までの予約販売としており、1～2ヶ月程度での引渡しとなっています。

下記表のとおり安定した肥料への再生に努めています。

し尿汚泥の再生（堆肥化）

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
リサイクル率（％）	44.7	43.1	39.4	48.4	46.6
し尿汚泥の再生利用量（t）	227	216	211	241	223

堆肥化設備を適切に維持管理し、良質で安定した肥料への再生に努めます。

3-3-2①【地下水の揚水規制と利用の抑制】

本市では、地盤沈下を防止するため、工業用水法、建築物用地下水の採取の規制に関する法律及びさいたま市生活環境の保全に関する条例によって、地下水の揚水規制を行っています。

令和4年度末時点の揚水量は51,571m³でした。

また、法律や市条例に基づき、毎月の地下水揚水量を揚水施設使用者が報告することになっています。

令和4年度の地下水揚水量は51,571m³/日で、令和3年度より減少しています。

本市に供給されている上水道の一部は、市内の59本の深井戸から汲み上げた地下水を水源としています。本市としては、地盤沈下防止のために上水道水源としての地下水利用を徐々に抑制し、河川水を水源とする水道水に転換を図ってきました。

地下水揚水量及び上水道に占める地下水水源の割合

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
地下水揚水量（m ³ /日）	64,964	58,316	61,312	61,844	51,571
地下水揚水量の対前年度比（％）	100.8	89.7	105.1	100.8	83.3
上水道に占める地下水水源の割合（％）	11.5	9.5	11.9	10.7	7.4

市内の地下水揚水量は依然として多い状況であることから、地下水を利用する事業者に対し、揚水量を必要最小限にとどめるよう啓発する必要があります。

一方で、上水道における地下水利用については、渇水や災害対策等に活用できる貴重な自己水源を保全するためにも深井戸の運用を継続する方針であり、上水道水源に占める地下水の割合は、一定比率を維持していく予定です。